

「愛知県緊急事態措置」の延長に伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/30 実施分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県緊急事態措置」の延長に伴い、8月27日(金)から9月30日(木)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/30 実施分)」を以下のとおり交付しますので、お知らせします。

1 要請内容・対象期間・支給額等(予定)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の休業要請・営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間の短縮を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/30 実施分)」を交付します。

対象期間	2021年8月27日(金)から9月30日(木)まで【35日間】	
対象エリア	愛知県内全域	
対象事業者と要請内容	酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等※1及びカラオケ店※2を運営する事業者	休業 (酒類及びカラオケ設備の提供※3を取り止める場合は午前5時～午後8時の時短要請)
	従前より午前5時～午後8時の時間帯を越えて営業している、酒類を提供※3せず、カラオケ設備を使用しない飲食店等※1を運営する事業者	営業時間短縮 午前5時～午後8時
主な要件	○業種別ガイドラインを遵守 ○県の「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」※4の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示	
交付額 (1店舗1日当たり)	○中小企業 : 売上高に応じて4～10万円※5 ○大企業 : 売上高減少額の4割(最大20万円) ○カラオケ店※2 : 一律2万円	

※1 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要。

※2 飲食店の許可を受けていないカラオケ店(建築物の床面積が1,000㎡以下)。協力金は、休業要請に応じた場合のみ交付(営業時間短縮は対象外)。

※3 「酒類の提供」には、酒類の持込を含む。

※4 今後、飲食店の協力金支給申請には「あいスタ認証」を受けていることが必須となる予定です(10月を目途)。既に「安全・安心宣言施設」に登録した飲食店も、新たに「あいスタ認証」を受ける必要があります。

※5 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能。

3 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/yousei-kyouryokukin.html>

4 申請に必要な書類（予定）

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
 - ・飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し（飲食店の場合）
 - ・店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮等の状況が分かる書類
 - ・営業時間短縮・休業、酒類・カラオケ設備の提供取り止め等を知らせるホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
 - ・確定申告書の写し
 - ・売上帳等の帳簿の写し
(飲食店の場合のみ。店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの)
- (6) 本人確認書類
 - ・運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類

5 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/30 実施分)」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

[参考情報]

○飲食店を県が認証する制度「ニューあいちスタンダード」については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://newaista-ninsho.jp/>

【あいスタ認証コールセンター 052-977-3655 (10時～17時、土日祝含む)】

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」(PRステッカー・ポスターの取得方法等)については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府Webサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>